

社会福祉法人紫波町社会福祉協議会
女性活躍推進法 一般事業主行動計画について

1 計画期間

令和4年4月1日～令和8年3月31日（令和4年度～令和7年度 4年間）

2 目標と対応

〔目標1〕 職員のキャリアアップに向けた取組を行う。

〔対応〕 令和4年度～

- ・個別面談を行い、個々の課題や目標を所属長と共有する。
- ・研修受講の際に業務調整ができるよう職員同士の理解を深める。
- ・研修受講、資格取得のための助成制度や給付金制度の情報提供を行う。
- ・法人内外へ講師対応を行い、経験と知識を深めスキル向上への取組を行う。
- ・職員の育成とキャリアアップに向けたイメージ形成を行い、資格保持者を中心とした職員の施設経営、法人経営への結びつきを検討、参画を行う。

〔目標2〕 年次有給休暇の取得日数を上げる。（一人当たり平均年間8日以上とする。）

〔対策〕 令和4年度～

- ・年次有給休暇の計画的な利用の促進を行う。
- ・年次有給休暇の取得しやすい環境に向けた管理職研修の実施。